令和８年１０月２１日

公　　告

陸上自衛隊
新発田駐屯地業務隊長
（ 公 印 省 略 ）

陸上自衛隊新発田駐屯地における展示即売店の設置及び経営を行う業者の募集について

陸上自衛隊新発田駐屯地における展示即売店の設置及び経営を行う業者を次のとおり募集します。

１　公募に付する事項

⑴　設置業種（基準）

ア　食品・飲料販売（キッチンカー含む。）

イ　物品販売

⑵　細部については、別途配布する「募集要領」及び「仕様書」を参照

２　応募資格

⑴　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

⑵　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

⑶　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

⑹　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

⑺　暴力団又は暴力団員及び⑶から⑹までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3　設置条件

(1)　設置方法

国有財産法第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2)　使用許可期間

令和９年４月１日から令和１０年3月３１日までの年間通算３０日を限度とする。

4　募集要領及び仕様書の配布

(1)　期　間

令和８年１０月２３日（金）から１１月１３日（金）まで

(2)　配　布

本紙末尾のＱＲコードより、東部方面会計隊ＨＰへアクセスしダウンロード

5　公募説明会

(1)　日　時

令和８年１１月１８日（水）午後２時から

(2)　場　所

陸上自衛隊新発田駐屯地厚生センター

(3)　携行品

募集要領、仕様書

(4)　参加申込み

参加を希望する者は、各業者２名以内とし、令和８年１１月１３日（金）午後４時までに募集要領に添付する様式にて会社等名、氏名及び連絡先を記入の上、持ち込み又は郵送により申込むこと。

(5)　その他

令和８年度陸上自衛隊新発田駐屯地における展示即売店の設置及び経営業者を除き、公募説明会に参加しない者は応募できない。

なお、参加申込書を提出していることを参加の条件とする。

6　その他

細部は募集要領及び仕様書に記載のとおり。

7　問合せ先

新潟県新発田市大手町６丁目４番１６号

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊厚生科厚生班　活動支援主任　宛

電　話：０２５４－２２－３１５１（内線３４６）

メール：wlf-shibatagsvc-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

※　土日祝日を除く平日の午前９時から午前１１時、正午から午後４時まで

陸上自衛隊－東部方面会計隊－

www.mod.go.jp

募　集　要　領

令和８年１０月

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊

募　集　要　領

1　概　要

陸上自衛隊新発田駐屯地に勤務する隊員等の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営を行う業者を次の諸条件により募集する。

2　応募資格

(1)　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(3)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(6)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(7)　暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3　設置する施設の名称及び所在地

陸上自衛隊新発田駐屯地　新潟県新発田市大手町６丁目４番１６号

4　設置条件

(1)　設置方法

国有財産法第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2)　設置業種（基準）

ア　食品・飲料販売（キッチンカー含む。）

洋菓子、和菓子、菓子（加工食品）、弁当、総菜、ソフトドリンク等

※　アルコール飲料の販売は禁止とする。

イ　物品販売

訓練用品、スポーツ用品、装飾品、理美容用品、カー用品、寝具類、雑貨、衣料品健康用品等

(3)　店舗数

１日につき設置場所ごとに１店舗

(4)　使用許可期間
　　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの年間通算３０日を限度とする。
(5)　その他
　　細部については、仕様書のとおり。

5　公募説明会
(1)　日　時
　　令和８年１１月１８日（水）午後２時から
(2)　場　所
　　陸上自衛隊新発田駐屯地厚生センター
(3)　携行品
　　募集要領、仕様書
(4)　参加申込み
　参加を希望する者は、各業者２名以内とし、令和８年１１月１３日（金）午後４時までに公募説明会参加申込書に必要事項を記入の上、持ち込み又は厚生科宛て郵送により申込むこと。
(5)　その他
　令和８年度陸上自衛隊新発田駐屯地における展示即売店の設置及び経営業者を除き、公募説明会に参加しない者は応募できない。
　なお、参加申込書を提出していることを参加の条件とする。

6　応募手続等
(1)　申請書等の提出
　　応募する者は、次に掲げる応募書類を提出期限までに提出すること。
　　なお、提出された書類は返却しない。
　ア　応募書類
　　(ｱ)　申請書　１部
　　　別紙第１のとおり。
　　(ｲ)　企画提案書　正１部、写２４部
　　　別紙第２のとおり。
　　(ｳ)　主な販売予定商品・販売価格表　正１部、写２４部
　　　付紙のとおり。
　　(ｴ)　展示即売実施希望日　１部
　　　別紙第３のとおり。
　　(ｵ)　その他関係書類　各１部
　　　公募に参加する者に必要な資格を確認するため、ａ から ｊ の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）
　　ａ　業務確約書
　　　別紙第４のとおり。

ｂ　戸籍抄本
(a)　法人である業者にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
(b)　発行後３か月以内のもの
ｃ　営業経歴書
別紙第５のとおり。
ｄ　財務諸表
(a)　個　人
直近の（申請日直前１年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
(b)　法　人
直近の（申請日直前１年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
ｅ　直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
発行後３か月以内のもの
(a)　個　人
その３の２
(b)　法　人
その３の３
ｆ　会社概要
別紙第６のとおり。
ｇ　印鑑証明書（発行後３か月以内のもの）
ｈ　都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）
ｉ　誓約書
別紙第７のとおり。
ｊ　役員名簿
別紙第８のとおり。
注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをｂ、ｃ、ｄ及びｅに定める書類に代えることができる。

イ　提出先
陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊厚生科
住　所：新潟県新発田市大手町６丁目４番１６号
電　話：０２５４－２２－３１５１（内線３４６）

ウ　提出期限
令和８年１１月２７日（金）午後４時まで（必着）

(2)　応募者の失格
アからオのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
イ　提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
ウ　提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
オ　その他、違反と認められる場合

(3)　提案修正の禁止
原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

7　選考の方法
提出された企画提案書等に基づき、書類選考により総合的審査の上、決定権者の承認を得て決定する。

8　出店日の調整
出店日については要望に基づき決定するが、希望日の競合が生じた場合、日程の調整を実施し、調整がつかない場合は、抽選により営業日程を決めるものとする。

9　決定通知
令和８年１２月中旬頃、決定業者に電話連絡する。

10　業者決定後の提出書類
国有財産使用許可申請書及び付属書類
※　細部については、業者決定後、決定業者へ連絡する。

6

別紙第１

申　請　書

令和　　年　　月　　日

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊長　殿

本社(店)所在地
商号又は名称
代表者の氏名　　印

法人・個人の別　　法人　・　個人
担当者氏名：
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ：

陸上自衛隊新発田駐屯地における展示即売店の設置及び経営を行うことを希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

（申請を行う業種、主な販売品目）

業　　種	主な販売品目

※　１店舗ごとにつき、１部提出してください。

※　商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

別紙第２

企　画　提　案　書

業者名：

１　業種：
２　主な販売予定商品・販売価格表（付紙のとおり。）
３　商品提供のアピールポイント等
４　衛生管理（食品・飲料を販売する業者のみ）
５　従業員管理（健康管理等）
６　クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
７　主な取引先

付　紙

主な販売予定商品・販売価格表

メーカー名	商　品　名	規格等	販売価格	市場価格

別紙第３

展 示 即 売 実 施 希 望 日

業者名：

年　　月	日（曜日）	日　　数
令和　９年　４月		
５月		
６月		
７月		
８月		
９月		
１０月		
１１月		
１２月		
令和１０年　１月		
２月		
３月		
合　計　日　数		

※　通算３０日を限度とする。

１０
別紙第４

業　務　確　約　書

令和　　年　　月　　日

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊長　殿

「陸上自衛隊新発田駐屯地における展示即売店の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社(店)所在地

商号又は名称

代表者の氏名　　印

法人・個人の別　　法人　・　個人

担当者氏名：
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ：

※　商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

１５」
別紙第８

令和　　年　　月　　日

役　員　名　簿				
商号又は氏名				
所　在　地				
役　職　名	(フ リ ガ ナ) 氏　　名	生年月日	性別	住　　所

仕　　様　　書

令和８年１０月

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊

仕　　様　　書

1　業務件名

陸上自衛隊新発田駐屯地における展示即売店の設置及び経営

2　業務内容

展示即売店の設置及び経営

3　相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4　国有財産の使用許可

(1)　本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2)　国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3)　次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し、又は変更することがある。

ア　国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

イ　丙が自己の都合により業務の解除をするとき。

ウ　国において使用物件を必要とするとき。

エ　丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ　丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4)　使用許可期間が満了した時又は使用許可が取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

5　丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1)　業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2)　業務の全部又は一部を第三者に譲渡することなく遂行できること。また、業務の一部を委託する場合は、甲の許可を得ること。

(3)　国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4)　本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6　国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

7　設置場所

別紙のとおり。

8　使用許可期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間のうち､甲が決定する日とする。

9　費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10　名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11　管理責任

(1)　丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2)　丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3)　丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(4)　丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規制等に基づき適正に行わなければならない。

(5)　施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12　衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合、又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13　情報保全の遵守

(1)　丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2)　丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14　損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合には、甲及び乙に対し一切の損害を賠償するものとする。

15　自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲、乙及び甲等に通知し、甲、乙及び甲等の指示に従い解除することができる。

なお、この場合に事前に納めた国有財産使用料は返還しないものとする。

16　業務仕様

(1)　丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

(2)　本業務の実施に当たっては、甲等の指示に従うこと。

(3)　展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。

また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。

(4)　丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保持のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

(5)　販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。

(6)　営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、丙は営業許可を取得した後、販売すること。

(7)　丙は、商品の瑕疵等について利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

(8)　丙は、本業務の従事者名簿（別記様式第１）及び営業日ごとに売上日報（別記様式第２）を甲等に提出すること。

(9)　丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
(10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲、乙及び丙の間で協議する。

17　仕様の細部
(1)　設置場所等
　陸上自衛隊新発田駐屯地厚生センター及びその周辺
ア　設置場所１：　５．２５㎡
イ　設置場所２：１５．００㎡（キッチンカーに限る。）
(2)　営業日
　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間のうち、募集要領別紙第３「展示即売実施希望日」の集計により決定する。
　ただし、希望日の競合が生じた場合、日程の調整を実施し、調整がつかない場合は、抽選により営業日程を決めるものとする。
(3)　販売時間
　午前１１時から午後７時まで（設置及び撤収を含む。）を基準とし、細部は別途協議する。

別記様式第１

展示即売店従事者名簿

令和　　年　　月　　日

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊長　殿

住　　所

会 社 名

代表者名　　印

電話番号　　（　　）

氏　名（フリガナ）	現　住　所	生　年　月　日	備　考
		昭和 平成　年　月　日	
		昭和 平成　年　月　日	
		昭和 平成　年　月　日	
		昭和 平成　年　月　日	

遵守事項

１　展示即売以外の用件はいたしません。（駐屯地内撮影等の禁止）
２　展示即売終了の際、清掃を実施し、出たゴミは全て持ち帰ります。
３　駐屯地内においては、入門許可証バッチを常時着用します。
４　展示即売店設置に際しての備品等類は用意いたします。
５　展示即売終了後、速やかに出門します。
６　その他、自衛隊勤務員等の指示に従います。

８」

別記様式第２

展示即売店売上日報

令和　　年　　月　　日

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊長　殿

会　社　名

売店従事者

令和　　年　　月　　日販売分

品　　名　　等	数　量	販売価格	金　　額	備　　考
合　計　金　額				